

福岡市若者支援団体ネットワーク 第1回交流会の報告書

先日、令和3年7月9日（金）19時～20時「福岡市こども未来局こども部こども健全育成課」の主催で「福岡市若者支援団体ネットワーク 第1回交流会」が感染対策として zoom 会議で行われ、参加しました。福岡市では、若者支援を行う団体のネットワークのきっかけづくりとして、昨年11月に「福岡市若者支援フォーラム」を開催され、ぼちぼちの会も参加したところですが、今年度も引き続きネットワークづくりを推進していくため、交流会に参加しました。

今回は、目指す若者支援体制の概要やネットワークの目的等の説明が主で zoom 会議の特性上参加団体同士の交流は難しかったのですが、いろいろな場面で協働している団体も多く交流の必要性を感じました。各団体が抱え込むのではなく連携して必要の支援のところにつなぐ。そのためにはワンストップで連携のかなめになる組織が必要です。



【第1部】子ども・若者育成支援推進法について

背景
子どもや若者をめぐる環境の悪化や、子ども・若者の抱える問題の深刻化といったことから、個別分野における縦割りの対応では限界がある…

平成22年4月1日から「子ども・若者育成支援推進法」が施行
○子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための仕組み整備
○社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

●子ども・若者支援地域協議会の設置
●子ども・若者総合相談センターの確保
の努力義務

※法的に

◆子ども・若者支援地域協議会◆

【目的】
関係機関等が行う支援を適切に組み合わせ、図る

【主な機能】
それぞれの機関の役割の明確化や活動状況についての情報交換、ケースなどの共有、地域や問題点の把握、支援方針の策定等を行う

【構成機関】
教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、関連する分野の機関

【本市の設置状況】
こども・子育て審議会に位置付け

◆子ども・若者総合相談センター◆

【概要】
子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点

【対象】
就学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの

【本市の設置状況】
未設置

福岡市の個別の支援策

★学校や区役所窓口は省略

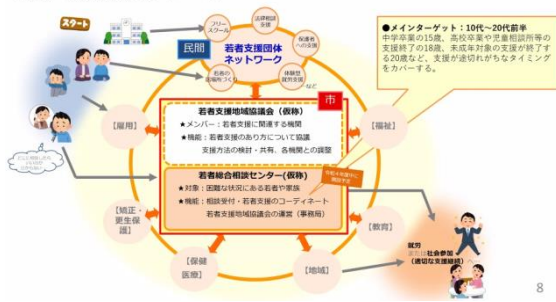
年齢の入り口	学童期 (小学生)	思春期 (中学生)	青年期 (高校生)	若年期 (高校生～若年層)	ポスト青年期 (若年層)
ニート (若年層)				【福岡】若年層支援センター (各区に設置)	
ひきこもり		【福岡】ひきこもり支援センター (各区に設置)	【福岡】ひきこもり支援センター (各区に設置)	【福岡】ひきこもり支援センター (各区に設置)	
不登校	【福岡】不登校支援センター (各区に設置)	【福岡】不登校支援センター (各区に設置)	【福岡】不登校支援センター (各区に設置)	【福岡】不登校支援センター (各区に設置)	
非行	【福岡】非行支援センター (各区に設置)	【福岡】非行支援センター (各区に設置)	【福岡】非行支援センター (各区に設置)	【福岡】非行支援センター (各区に設置)	
中退	【福岡】中退支援センター (各区に設置)	【福岡】中退支援センター (各区に設置)	【福岡】中退支援センター (各区に設置)	【福岡】中退支援センター (各区に設置)	
その他 (失業、生活困窮等)	【福岡】生活困窮支援センター (各区に設置)	【福岡】生活困窮支援センター (各区に設置)	【福岡】生活困窮支援センター (各区に設置)	【福岡】生活困窮支援センター (各区に設置)	

【第2部】福岡市若者支援体制の強化について

概要
ひきこもりや非行などの困難な状況にある若者を支援するため、関係機関・団体同士の連絡調整を行う「若者支援地域協議会（仮称）」と、総合的な相談窓口「若者総合相談センター（仮称）」を設置し、官民が一体となった若者支援体制づくりを行う

現在の課題
複雑な問題を抱える若者を一つの団体（機関）だけで支援するのは難しい時、他の支援機関との連携が不十分だとつなぎ先の確保に苦労したり、若者にとって必要な支援が十分に行えなかったりすることがある…

【福岡市が目指す若者支援のイメージ】



8

センターを通じた若者支援の連携イメージ2

(Bさんの例)

若者サポートステーションで支援をしていたが、不登校の経験から対人関係が苦手でなかなか就職できず、サポステから若者総合相談センターを紹介。

若者総合相談センターが就労体験支援を行う団体に支援を依頼したところ、体験活動を通じてコミュニケーションへの苦手意識が薄れるなど就労に向けた準備が整ったことから、再度サポステについて無事就職できた。



11

(参加要件)

第4条 本会に参加するには、以下の要件を満たしている必要がある。

- (1) 福岡市が進める若者支援施策の趣旨に賛同し、積極的に連携などを行う意思があること。
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動および選挙活動を目的としないこと。
- (3) 主に福岡市内で活動をしている、または福岡市の若者の支援のために活動をしていること。
- (4) 運営に関する規則を備えていること。
- (5) 公的機関における若者支援を行う部署との連携や協力の実績があること、または同等の活動実績があること。
- (6) 活動内容や支援内容、利用料金の有無、責任者名、所在地などの支援情報を公開できること。

(入会)

第5条 参加しようとする団体は、参加申込書を事務局に提出する。

(退会)

第6条 参加団体は、退会届を事務局に提出し任意で退会することができる。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局(以下「事務局」という。)は、福岡市こども未来局こども健全育成課に置く。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

